

新居浜工業高等専門学校学生寮宿日直規程

平成16年3月22日規程第4号

最終改正 平成28年10月6日

(目的)

第1条 学生寮宿日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（平成16年4月1日制定）の定めるほか、この規程の定めるところによる。

(勤務体制)

第2条 宿日直の勤務体制は、次のとおりとする。

- (1) 宿直は教員が行い、原則として輪番で勤務に従事するものとする。
なお、日直については外部に委託するものとする。
- (2) 宿直箇所はA当直室、B当直室及び清風寮当直室の3箇所とする。
ただし、日直についてはA当直室の1箇所とする。
- (3) 清風寮の宿直は平日の宿直とし、月1回程度とする。

(宿直者の割り振り)

第3条 宿直者の割り振りは、寮務主事が定め、校長の決裁を得た上、実施する月の前月25日までに当該教員に通知するものとする。

(宿日直勤務日誌)

第4条 宿日直者は、宿日直勤務日誌（以下「日誌」という。）を作成の上、寮務主事に提出するものとする。また、日誌の取扱いにおいては、その秘密を保持しなければならない。

(事務)

第5条 宿日直に係る事務は、学生課が所掌するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、宿日直の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月6日 一部改正）

この規程は、平成28年10月6日から施行する。